

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 5 4 号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和２２年川崎市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項第１２号中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同項第１３号中「１２，８００円」を「１８，８００円」に改め、同項第１４号中「１１，３００円」を「１６，６００円」に改め、同項第１５号中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同項第１６号中「１０，９００円」を「１６，１００円」に改め、同項第１７号中「９，６００円」を「１４，２００円」に改め、同項第１８号及び第１９号中「８，９００円」を「１０，１００円」に改め、同条第４項中「９８３円」を「１，４４３円」に、「８３５円」を「１，２３５円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。